

第9回上越地域合併協議会次第

日時：平成16年3月30日（火）

午後2時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

開会

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

各種事務事業の取扱い(その8) ... 前回配布

各種事務事業の取扱い(その9) ... 前回配布

財産の取扱い

本庁及び支所の行政組織の取扱い

公社、第三セクター等の取扱い

町名・字名の取扱い

各種事務事業の取扱い(その10)

各種事務事業の取扱い(その11)

(2) 平成16年度上越地域合併協議会予算について

2 報告

(1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

3 その他

閉会

平成16年3月30日

構成市町村の合併に関する協議書

(4) 財産の取扱い	1
(9) 本庁及び支所の行政組織の取扱い	2
(12) 公社、第三セクター等の取扱い	3
(13) 町名・字名の取扱い	4
(15) 各種事務事業の取扱い(その10)	5
(15) 各種事務事業の取扱い(その11)	6

上越地域合併協議会

協議事項	
(4)	財産の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。</p>	
決定日	平成 年 月 日

協議事項	
(9)	本庁及び支所の行政組織の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>1 本庁</p> <p>(1) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。</p> <p>(2) 本庁の組織は、部制とする。</p> <p>2 支所</p> <p>(1) 現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。</p> <p>(2) 支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。</p> <p>(3) 支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。</p>	
決定日	平成 年 月 日

協議事項	
(1 2)	公社、第三セクター等の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。</p> <p>なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。</p>	
決定日	平成 年 月 日

協議事項	
(13)	町名・字名の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>町名・字名は、原則として現行どおりとする。</p> <p>ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。</p> <p>その上で、新潟県議会の廃置分合の議決（合併の決定）までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。</p>	
決定日	平成 年 月 日

協議事項	
(1 5)	各種事務事業の取扱い(その10)

合併協定書記載文案	
<p>別冊「事務事業一覧(その10)」1ページの7件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。</p> <p>別冊「事務事業一覧(その10)」2ページの3件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。</p> <p>別冊「事務事業一覧(その10)」3ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。</p>	
決定日	平成 年 月 日

協議事項	
(1 5)	各種事務事業の取扱い(その11)

合併協定書記載文案	
別冊「各種事務事業の取扱い(その11)」のとおりとする。	
決定日	平成 年 月 日

調整案の内容と件数

別冊

1 第9回上越地域合併協議会に調整案を提案する事務事業

区 分		件 数	掲載ページ
その 10	「合併時から上越市の制度に統一」するもの	7 件	1
	このうち、当初の調査時点においては、一部の町村の意向が「合併時から上越市の制度に統一」ではなかったもの 6 件		
	「合併後、段階的に上越市の制度に統一」するもの	3 件	2
	「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」するもの	1 件	3
その 11	その他（町村が独自に実施している事務事業）	1 7 6 件	4 ~ 7
計		1 8 7 件	

2 全体構成

区 分	件 数	第 8 回 協 議 会 提 案 時 と の 比 較
調整対象事務事業総数	2 , 2 0 3 件	4 2 件 増
第 9 回 上 越 地 域 合 併 協 議 会 に 調 整 案 を 提 案 す る 事 務 事 業 の 数	1 8 7 件 (8 . 5 %)	
第 9 回 上 越 地 域 合 併 協 議 会 ま で に 調 整 案 が 提 案 さ れ た 事 務 事 業 の 累 計 数	2 , 2 0 1 件 (9 9 . 9 %)	
第 10 回 上 越 地 域 合 併 協 議 会 以 降 に 調 整 案 を 提 案 す る 事 務 事 業 の 数	2 件	

事務事業一覧(その10)

「合併時から上越市の制度に統一」する事務事業

当初の調査時点から、すべての町村の意向が「合併時から上越市の制度に統一」だったもの

管理	事務事業コード	事務事業名
414 児童福祉分科会		
1621	118800	公立保育園児通園バス購入費等補助事業

当初の調査時点においては、一部の町村の意向が「合併時から上越市の制度に統一」ではなかったもの

管理	事務事業コード	事務事業名
231 下水道分科会		
905	61600	排水設備設置費助成事業（生活保護、低所得世帯）

411 福祉分科会		
1472	101200	社会福祉協議会補助金 ・社会福祉協議会への運営費補助金は、交付税算入のある福祉活動専門員分とする。ただし、合併後の社会福祉協議会の状況を勘案しながら、現状の体制を維持するために必要な職員派遣(兼務)及び人件費補助を当分の間継続する。 ・社会福祉協議会事業への補助は、地域の実情や事業の内容を精査し実施する。 ・社会福祉協議会に委託する事業費の積算にあたっては、当該事業に必要な人件費相当額を含むものとする。

管理	事務事業コード	事務事業名
412 高齢者福祉分科会		
1522	114300	紙おむつ助成事業
1523	114400	在宅介護手当給付事業

414 児童福祉分科会		
1653	122000	乳幼児医療費助成事業 ・合併後、最優先で財源を確保し、対象年齢を速やかに引き上げるよう最大限努力する。

421 保健分科会		
1757	108700	基本健診受診者のための結果説明会事業

「合併後、段階的に上越市の制度に統一」する事務事業

管理	事務事業コード	事務事業名	説明
231 下水道分科会			
910	62100	受益者負担金及び分担金の賦課徴収	合併時の事業認可区域における負担金の賦課徴収は、平成21年度まで現行どおりとし、平成22年度から上越市の制度に統一する。ただし、頸城村については、現行制度を事業終了まで地域限定で継続し、平成22年度以降の上越市の賦課制度との差額については、特定目的の基金をもって充てる。
331 環境分科会			
1358	91000	生活排水対策事業（合併処理浄化槽設置補助事業）	現在、当該事業を実施中の町村については、合併後、3年間に限り現行の補助水準を継続する。ただし、浦川原村については、現行制度をさらに2年間継続し、その財源は特定目的の基金をもって充てる。
414 児童福祉分科会			
1666	123300	保育料	保育料については平成17年3月までは現行どおりとし、平成17年4月から上越市と旧町村の保育料の差額を1/2に縮小し、さらに平成18年4月から上越市の保育料に統一する。

「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」する事務事業

管理	事務事業 コード	事務事業名	説明
331 環境分科会			
1392	202900	ごみ収集有料化事業	現在、ごみ処理を有料化としている町村の区域においては、現行の制度を継続することとし、その収益を当該区域内の環境対策経費に充てるための特定財源として取り扱うことができるものとする。合併後3年を目途に、全市の有料化に向けて取り組むものとし、有料化にあたっては、新制度を創設し適用する。

各種事務事業の取扱い(その11)

(町村が独自に実施している事務事業)

施設

取扱い欄の〔 〕内の数字は「事務事業一覧(その1～その10)」の提案事務事業のコード

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
1	安塚町 他	公の施設の管理運営(使用料及び利用料金等)	・公の施設を占有して利用する際の使用料及び利用料金に係る使用料基準、時間割料金設定、減免基準及び冷暖房設備料金基準並びに類似施設における開・閉館時間の取扱いについては、別紙のとおりとする。 ・公の施設を占有せずに利用する際の使用料及び利用料金については、現行のとおりとし、合併後、検討する。

補助金、交付金、負担金

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い	
141	浦川原村	商工業振興補助金	当該事業を上越市に引き継ぐが、補助金額は各商工会が行う事業の規模や内容、会員数等を考慮し、5年以内に見直す。	
152	牧村			
197	吉川町			
210	板倉町			
243	名立町			
-	安塚町			
-	大島村			
-	柿崎町			
-	大潟町			
-	頸城村			
157	牧村	畜産一般(笹ヶ峰牧場利用助成)	合併時に廃止する。ただし町村における酪農の状況を考慮して、合併後速やかに上越市の畜産振興事業(補助金)〔77200〕を拡充する。	
158	牧村	畜産一般(畜産コントロールセンター利用助成)		
187	頸城村	畜産振興対策補助金		
203	中郷村	乳牛育成牛及び肥育牛の放牧共同育成事業		
247	名立町	名立町農業基盤整備事業(畜産基盤整備事業)		
251	名立町	畜産振興事業(出荷搬送費補助金)		
252	名立町	畜産振興事業(牧場入下牧搬送費補助金)		
253	名立町	畜産振興事業(補助金)		
160	牧村	牧村水田農業確立推進事業		
176	大潟町	水田農業確立推進対策助成事業		
183	頸城村	頸城村水田農業確立推進協議会補助金	合併時に廃止する。ただし、全市的な転作作物の作付け拡大と特産化の実現のため、合併後速やかに新制度の創設を図る。	
191	頸城村	認定農業者規模拡大支援事業		
199	吉川町	吉川町とも補償推進事業		
206	中郷村	転作補助		
234	三和村	水田農業推進助成金(土地集積)		
235	三和村	水田農業推進助成金(とも補償)		
249	名立町	名立町緊急生産調整推進対策事業		
167	柿崎町	酒造研究会補助金		当該事業を上越市に引き継ぐが、事業の規模や内容、会員数等を考慮し、合併後、5年以内に見直す。
181	頸城村			
196	吉川町			
170	柿崎町	認定農業者団体補助金	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。	
173	大潟町			
185	頸城村			
201	中郷村			
223	清里村			
254	名立町			
-	牧村	頸北4カ町村企業ガイドブック負担金	合併時に廃止する。	
180	頸城村			
182	頸城村	新潟県地域農業システム確立農地集積事業	合併時から全市に展開して実施する。	
-	大島村			
-	柿崎町			
-	大潟町			
184	頸城村	ユートピアくびき塾補助金	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止し、あわせて組織の自立を図る。	
186	頸城村	頸城地区農家組合長連絡協議会補助金		
190	頸城村	くびき女性アグリセミナー		
351	安塚町	文化協会補助金	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。	
360	牧村			
369	大潟町			
373	吉川町			
282	中郷村			
382	板倉町			
-	柿崎町			
-	頸城村			
-	三和村			
277	頸城村	大瀧小学校沖縄交歓事業補助事業	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。	
301	浦川原村	集落づくり計画支援事業	合併時から上越市の地域別まちづくり計画支援事業〔30100〕の制度に移行する。	
344	名立町	集落・地域づくり計画作成事業	合併時から上越市の地域別まちづくり実践事業〔30200〕の制度に移行する。	
343	名立町	集落・地域づくり実践事業	合併時から上越市の地域別まちづくり実践事業〔30200〕の制度に移行する。	

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
321	柿崎町	地域づくり活動活性化支援事業	合併時から上越市の地域別まちづくり計画支援事業〔30100〕及び地域別まちづくり実践事業〔30200〕の制度に移行する。
326	大潟町	活力ある町づくり推進事業	
333	頸城村	地域コミュニティ促進事業	
659	吉川町	地域づくり会議への支援	
302	浦川原村	集落づくり支援事業	合併時から上越市の地域別まちづくり実践事業〔30200〕及びその他の町内会等への補助事業の制度に移行する。
337	板倉町	集落整備助成事業	合併時から上越市の地域別まちづくり計画支援事業〔30100〕及び地域別まちづくり実践事業〔30200〕並びにその他の町内会等への補助事業の制度に移行する。
346	浦川原村	体育祭補助金	合併後3年以内に、上越市の市民体育祭〔155700〕の交付基準による報償費に移行する。
347	頸城村		
348	中郷村		
349	板倉町		
312	大島村	大島村出身者の会補助金	合併時に廃止する。
-	頸城村	頸城ふるさと会補助金	
330	頸城村	県ほたる連絡協議会負担金	当該事業を上越市に引き継ぐ。
331	頸城村	越後バックス街道協議会負担金	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
361	柿崎町	青年団補助金	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。
372	吉川町		
380	板倉町		
-	浦川原村		
-	大島村		
-	大潟町		
-	頸城村		
-	中郷村		
-	清里村		
-	三和村		
329	頸城村	町村単位の交通安全協会への補助金	合併時に廃止する。
384	三和村		
-	安塚町		
-	浦川原村		
-	大島村		
-	牧村		
-	大潟町		
-	中郷村		
-	板倉町		
371	頸城村	西福島工業団地管理組合補助金	合併時に廃止する。
725	中郷村	脳ドック事業（補助金）	合併時に廃止する。ただし、「脳ドック」の重要性に鑑み、合併時から上越市が受診者の受付窓口となり、医療機関との連絡調整事務等を行う。
439	頸城村	頸城の祭典補助金	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
440	頸城村	ほたる観賞会助成金	
905	清里村	サマーカーニバルin清里補助金	
441	頸城村	全国鶏の木まつり補助金（東京都大田区）	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
450	浦川原村	森林地図情報システム保守負担金	当該事業を上越市に引き継ぐ。
451	大島村		
456	吉川町		
457	中郷村		
462	清里村		
-	安塚町		
-	牧村		
-	柿崎町		
-	大潟町		
-	頸城村		
-	板倉町		
-	三和村		
-	名立町		
452	大潟町	生ごみ処理機購入費補助金	合併時に廃止する。
460	清里村	生ごみ処理機購入費補助	
465	名立町	電動型生ごみ処理機設置補助金事業	
464	三和村	宮崎新田の産業廃棄物の不法放置を早期に解決する活動補助金	合併時に廃止する。ただし、市民の安心・安全を確保する観点から、現状をできる限り早急に解消するため、「三和村の自然と環境を守る会」の活動に対応を任せるとはならず、行政の責任において、積極的に最大限の努力をしていく。
887	中郷村	下水道排水設備補助事業	当該事業を上越市に引き継ぎ、4年間に限り地域限定で継続する。なお、その財源は特定目的の基金をもって充てる。

まつり、イベント

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
478	頸城村	大池いこいの森さくら祭り	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
479	頸城村	大池まつり	

制度

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
856	安塚町	制度資金助成事業費（新規参入者経営安定資金）	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成25年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
864	浦川原村	農林漁業資金利子補給	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成28年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
857	牧村	緊急農業経営安定対策資金利子補給補助金	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成19年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
559	柿崎町	柿崎町農業振興資金利子助成事業	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成18年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
-	柿崎町	農業経営基盤強化資金利子助成事業	合併時から上越市の制度資金助成事業費〔203600〕の制度に移行する。
-	柿崎町	新規参入者経営安定資金利子助成事業	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成24年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
865	頸城村	各制度資金の利子補給及び助成	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成18年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
859	吉川町	吉川町農業近代化資金利子補給	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成17年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
554	板倉町	農業近代化資金利子補給事業	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成28年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
860	板倉町	緊急農業経営安定対策資金利子補給事業	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成19年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
862	名立町	制度資金助成事業費（名立町農業近代化資金）	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成23年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
569	頸城村	新潟県特別栽培農産物等認証制度に関すること	当該事業を上越市に引き継ぎ、平成17年度で廃止する。
906	名立町	名立町漁業近代化資金利子補給補助金	合併時までに認定されるものに限り、その償還が終了する平成22年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。

外郭団体事務

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
667	三和村	宮崎新田の産業廃棄物の不法放置を早期に解決する活動にかかわる事務	当該事務を上越市に引き継ぐ。ただし、市民の安心・安全を確保する観点から、現状をできる限り早急に解消するため、「三和村の自然と環境を守る会」の活動に対応を任せるとはならず、行政の責任において、積極的に最大限の努力をしていく。
572	吉川町	吉川町農業労働災害互助会に関する事務	当該事務を上越市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

住民サービス

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
698 699 700 701 702 703 704 705 707 708 709 - - -	安塚町 浦川原村 大島村 牧村 柿崎町 頸城村 吉川町 板倉町 清里村 三和村 名立町 大瀧町 中郷村	児童生徒の血液検査	当該事業を合併時から全市に展開して実施する。 ・検査項目は合併時までに調整する。 ・検査は小学校在学中に1回、中学校在学中に1回行う。 ・受益者負担として費用の1/2を徴収する。
873 731	安塚町 牧村	保育所通園費助成	
728 874 875 733 882 876 737 738 740 744 -	浦川原村 大島村 柿崎町 大瀧町 頸城村 吉川町 板倉町 清里村 三和村 名立町 中郷村	保育所通園バス運行事業	合併後、3年間は現行どおりとし、平成20年度から新制度・新基準を作成し、適用する。なお、新制度・新基準は以下の3点を基本とする。 通園バス運行補助制度と路線バス利用補助制度の併用とし、それぞれの町村が現在実施している制度を継続することを原則とする。 通園バス運行は、保育園ごと又は地域ごとに運行組織をつくり運営するものとする。 受益者負担を求めることとし、あわせて公平性を保つための上限を設けるものとする。
735 736	大瀧町 頸城村	特殊学校通学送迎事業	平成21年度までの5年間は現行どおり地域限定で実施する。なお、その間に運行形態、受益者負担について新基準を作成し、平成22年度から適用する。
771 780 790 - - - - -	大島村 吉川町 三和村 安塚町 浦川原村 牧村 大瀧町 頸城村 板倉町 清里村 名立町	公民館総合賠償補償制度	合併時に現行の制度を廃止し、合併後、上越市が加入する総合賠償補償保険の制度（全国市長会市民総合賠償補償保険、全国町村会総合賠償補償保険など）に統一する。
795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 - -	大島村 牧村 柿崎町 大瀧町 頸城村 吉川町 中郷村 板倉町 清里村 三和村 名立町 安塚町 浦川原村	保育所フッ素洗口事業	当該事業を上越市に引き継ぐ。
898 888 893 894 895 896 897 891 889 890 892	安塚町 大島村 牧村 柿崎町 吉川町 板倉町 清里村 名立町 大島村 清里村 名立町	診療所の運営 歯科診療所の運営	当該事業を上越市に引き継ぐ。なお、合併後は、国保診療所及びへき地診療所のあり方も含め、地域医療センター病院との連携の中で、全市的な地域医療体制を検討し、診療所の役割を明確にする。

その他

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い
841	頸城村	農道管理	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後3年以内に制度の見直しを図る。
883	大潟町	大潟町地域インターネット事業	合併時から図書予約システムについては上越市の図書館情報システム〔159000〕、行政相談システムについてはホームページ〔10600〕にそれぞれ移行し、施設予約システムについては休止する。
884	大潟町	ケーブルテレビの行政チャンネル運営事業	当該事業を上越市に引き継ぐが、必要経費については新市建設計画の地域事業に含めるものとする。
885	中郷村	地域情報交流拠点施設整備モデル事業	当該事業を上越市に引き継ぎ、平成17年度まで地域限定で実施するが、必要経費については新市建設計画の地域事業に含めるものとする。
886	三和村	三和村ケーブルテレビ事業	当該事業を上越市に引き継ぐが、必要経費については新市建設計画の地域事業に含めるものとする。
899	名立町	JR名立駅の管理受託業務	合併後、3年以内に管理業務を廃止する。
903	頸城村	防災行政情報告知端末の運用	合併時から上越市の防災行政無線に関すること(一斉通報無線)〔20400〕に移行する。
904	三和村		
907	安塚町	板尾住宅団地	当該団地における未売却用地については、財産の取扱いに準じ、合併時に普通財産として上越市に引き継ぐ。
908	大島村	中島住宅団地	
909	大潟町	第三宅地造成事業用地	
912	名立町	白山団地	
913	浦川原村	顕聖寺住宅団地造成事業	
914	頸城村	両毛地区住宅団地造成事業	
910	中郷村	郷清水住宅地造成事業	
911	板倉町	稲増団地造成事業	
919	板倉町	針町屋敷団地造成事業	
915	清里村	平成団地造成事業	
916	清里村	弥生団地造成事業	
917	清里村	みらい団地造成事業	
920	清里村	第2次清里みらい住宅団地造成事業	
918	三和村	三和南部住宅団地造成事業	
921	三和村	三和北部住宅団地造成事業	
922	安塚町	沢田工業団地	
923	浦川原村	浦川原村第二工業団地	
924	大島村	大島村岡第1工業団地	当該団地における未売却用地については、財産の取扱いに準じ、合併時に普通財産として上越市に引き継ぐ。
925	柿崎町	黒川工場団地	
926	清里村	今曽根工業団地	
927	板倉町	板倉北部工業団地造成事業	
928	三和村	三和西部産業団地造成事業	当該事業を上越市に引き継ぎ、合併後新たに設置する工業団地特別会計において、地域別に運営する。 なお、事業運営において生じる損益については、合併5年後の新市建設計画の見直し時点において地域事業の配分額で清算する。

公の施設の取扱いの調整に係る基本方針

調整項目	基本方針
使用料基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 ・使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。
時間割料金設定の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。
減免基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。
冷暖房設備料金基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） ・算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。
類似施設における開館・閉館時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。

調整対象施設の区分表

集会・会議施設	
単独施設	
会議・研修施設(集会室含む)	
[公民館]	1
[町民会館・地区コミュニティーセンター]	2
[健康衛生施設(保健センター)]	3
[高齢者集会施設]	4
[児童・青少年関連施設]	5
[農林水産関連施設]	6
[農村環境関連施設]	7
[観光関連施設]	8
[雪対策関連施設]	9
[資料館関連施設]	10
[体育関連施設]	11
[生涯学習・社会教育関連施設]	12
その他貸館施設	
[集会・会議施設に宿泊、入浴施設を含むもの]	13
複合施設	
[複数の施設を備えた集会・会議施設]	14
[廃校利用による貸館的な施設]	15
体育施設	
単独施設	
[体育館・武道館(相撲場)]	16
[学校施設(学校開放・学校使用)]	17
[テニスコート]	18
[ゲートボール場]	19
[野球場・ソフトボール場]	20
[プール]	21
[その他体育施設(グラウンド・広場など)]	22
複合施設	
[複合施設(運動公園など、上記体育施設の単独施設に該当する個々の施設を複合した施設)]	23
その他施設	
[キャンプ場・バンガロー施設]	24
[駐車場・駐輪場施設]	25

公の施設の取扱いに関する調整案

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調 整 案				
			施設名称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	類似施設における開館・閉館時間の取扱い
1	集会・会議施設＞公民館	公民館高田地区館 他	浦川原村中央公民館、大島村公民館、牧村就業構造センター(牧村公民館)、柿崎町就業改善センター、柿崎町中央公民館、柿崎町川西公民館、柿崎町下黒川公民館、柿崎町黒川公民館・頸城村公民館(5地区館)、吉川町総合センター、名立町名立公民館、名立町名南公民館、名立町不動公民館	17	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	当分の間現行どおりとし、合併後3年を目途に使用料算定基準を検討・調整する。(新基準を創設)	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
2	集会・会議施設＞町民会館・地区コミュニティセンター	-	安塚町民会館、大島村活性化交流施設、柿崎町民会館、柿崎町七ヶ地区コミュニティセンター、大潟町民会館、頸城村西福島一区振興センター、吉川町多目的集会場、板倉町寺野ふれあいセンター、清里村開発総合センター、三和村福祉センター、三和村ジュニア創作館	11	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	当分の間現行どおりとし、合併後3年を目途に使用料算定基準を検討・調整する。(新基準を創設)	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
3	集会・会議施設＞健康衛生施設(保健センター)	上越市保健センター	浦川原村保健センター、大潟町保健センター、中郷村保健相談センター、板倉町保健センター、三和村保健センター	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	施設の目的に違いがあるため現状維持とし、合併後3年を目途に検討・調整を図る。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
4	集会・会議施設＞高齢者集会施設	老人憩の家(磯野園、南寿園、ひなの園) 他	大潟町ふれあいセンター、吉川町高齢者センター福寿荘、中郷村いきいきサロン	3	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	施設の目的に違いがあるため現状維持とし、合併後3年を目途に検討・調整を図る。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
5	集会・会議施設＞児童・青少年関連施設	青少年文化センター(音楽室) 他	名立町名立児童館	1	青少年文化センターについては、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。その他の施設については現行のとおりとする。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
6	集会・会議施設＞農林水産関連施設	農業研修センター芙蓉荘 他	浦川原村横住総合交流促進センター、浦川原村末広地区転作促進センター	2	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
7	集会・会議施設＞農村環境関連施設	-	大島村大島生活改善センター、大島村旭農村環境改善センター、大島村菟浦農村環境改善センター、大島村若者交流会館、牧村交流研修館、柿崎町地域休養施設(大出口荘)、吉川町旭地区農業拠点センター、清里村農村環境改善センター、名立町多目的集会施設(円田荘)	9	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
8	集会・会議施設＞観光関連施設	上越観光物産センター	清里村駒池地区休憩施設	1	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用(取扱い)基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。(実費負担)算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。

公の施設の取扱いに関する調整案

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調 整 案				
			施設名称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	類似施設における開館・閉館時間の取扱い
9	集会・会議施設 雪対策関連施設	-	安塚町克雪管理センター、安塚町雪のまぢみらい館、吉川町克雪管理センター、板倉町冬期孤立集落機能維持管理センター（久々野地区除雪センター・板倉町筒方地区除雪センター）	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
10	集会・会議施設 資料館関連施設	水族博物館 他	浦川原村地域文化伝承館、頸城村坂口記念館、板倉町増村朴齋記念館、清里村星のふるさと館	4	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
11	集会・会議施設 体育関連施設	-	大潟町老人福祉センター、板倉町クラブハウス	2	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
12	集会・会議施設 生涯学習・社会教育関連施設	社会教育館	浦川原村マナビィハウス	1	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。
13	集会・会議施設 集会・会議施設の他、宿泊・入浴施設を含む施設	市民いこいの家	大島村ふるさと体験交流施設、柿崎町老人憩いの家（白寿荘）、柿崎町八マナスふれあいセンター、柿崎町マリンホテル八マナス、頸城村ビジターセンター、名立町老人憩いの家（山海荘）	6	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
14	集会・会議施設 複数の施設を備えた集会・会議施設	上越市厚生南会館 他	頸城村コートピアくびき希望館、頸城村コートピアくびき中央広場、中郷村総合文化会館（はーとびあ中郷）、板倉町農村環境改善センター（板倉町民会館）、清里村清里地区活性化施設	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
15	集会・会議施設 廃校利用による貸館的な施設	上越セミナーハウス 他	安塚町カルチャーセンター田舎屋、安塚町地域生涯学習センター（中川・菱里・須川・伏野・船倉）、大島村学習センター（菖蒲地域・大島地域・旭地域）、柿崎町黒川公民館黒岩分館、吉川町体験交流センター、吉川町旧町立小学校体育館（川谷・源・東田中・泉谷・勝穂・竹直・旭）、吉川町旧町立源小学校水源分校体育館、名立町生涯学習センター（下名立・上名立・不動）	22	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
16	体育館・武道館（相撲場）	上越市総合体育館 他	浦川原村民体育館、大島村多目的ホールふれあい館、牧村民体育館、牧村民第二体育館、柿崎町かきざきドーム、柿崎町民体育館、柿崎町上中山体育館、大潟町大潟勤労者体育センター、吉川町民体育館、板倉町農業者トレーニングセンター、清里村清里スポーツセンター、三和村民体育館、三和村スポーツセンター、三和村西部スポーツハウス、三和村ひなたスポーツハウス	15	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。

公の施設の取扱いに関する調整案

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調 整 案				
			施設名称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	類似施設における開館・閉館時間の取扱い
17	学校施設（学校開放・学校使用）	市内小・中学校施設	【学校開放、学校使用、一般開放を含む】 安塚町小中学校体育館（2）、浦川原村小学校屋内運動場（下保倉・末広・中保倉小学校）、浦川原村中学校屋内運動場、浦川原村小中学校教室（4）、浦川原村小中学校校庭（4）、大島村立学校プール、大島村中学校屋外運動場照明施設（照明付きグラウンド）、大島村小中学校体育施設（2）、柿崎町柿崎小学校、柿崎町上下浜小学校、柿崎町下黒川小学校、柿崎町黒川小学校、柿崎町柿崎中学校、大潟町中学校テニスコート、大潟町小中学校（2）、頸城村立小中学校施設（4）、吉川町立吉川小中学校体育館（2）、吉川町立学校プール（2）、中郷村中学校、中郷村中学校プール、中郷村小学校（中郷・片貝・岡沢）、板倉町立学校施設（15）、清里村夜間照明施設、三和村学校体育施設（7）、名立町名立小学校、名立町宝田小学校、名立町名立中学校	65	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
18	テニスコート	スポーツ公園テニスコート 他	大島村大山広場テニスコート、柿崎町菅テニスコート、頸城村コートピアくびきテニスコート、吉川町勤労者テニスコート、三和村国民運動広場テニスコート、三和村西部テニスコート	6	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	現行のとおりとする。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
19	ゲートボール場	上越市インドアゲートボール場（4ヶ所）	安塚町多目的交流施設、浦川原村谷地区交流促進センター、牧村民ゲートボール場（2）、柿崎町菅ゲートボール場（柿崎・三ツ屋浜・上直海・黒川）、大潟町コミュニティスポーツハウス、頸城村コートピアくびきいきいきコート、板倉町民ふれあいゲートボールコート、板倉町やすらぎゲートボール場、三和村高齢者健康増進屋内運動場（屋内ゲートボール場）	13	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
20	野球場・ソフトボール場	高田公園野球場 他	柿崎町菅野球場、頸城村コートピアくびき球場、吉川町民野球場	3	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
21	プール	市民プール 他	浦川原村民プール、牧村民プール、柿崎町屋内水泳プール、大潟町民プール、板倉町洗心プール、板倉町育英プール、清里村民プール、名立町北部町民プール	8	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	-	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
22	その他体育施設（グラウンド・広場など）	スポーツ公園多目的広場 他	牧村国民運動場・牧村国民運動場照明施設、牧村ふれあい広場、柿崎町民グラウンド、柿崎町菅バレーコート、大潟町運動広場、大潟町運動場、三和村国民運動場、三和村民グラウンド、名立町名南グラウンド、名立町北部運動広場、名立町不動運動広場、名立町田野上運動広場、名立町ひなさき運動公園、名立町夜間照明施設	14	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	3年を目途に1時間単位で設定する。 ナイター照明については使用料と別料金で3年を目途に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	-	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
23	複合型体育施設	東埠頭多目的広場	安塚町B & G海洋センター、安塚町和田スポーツ公園、浦川原村運動広場施設、頸城村B & G海洋センター、頸城村国民運動場、中郷村総合運動公園、板倉町北部スポーツセンター、板倉町町民運動広場、板倉町町民庭球コート、板倉町北部ゲートボールコート、板倉町北部テニスコート、清里村スポーツ公園、清里村坊ヶ池湖畔公園（テニスコート・ゲートボール場テントサイト）、清里村スポーツ公園管理棟	14	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。 使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	3年を目途に1時間単位で設定する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料を含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担） 算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
24	キャンプ場・バンガロー施設	五智公園キャンプ場 他	安塚町菱ヶ岳グリーンパーク、大島村田麦ぶなの森園、大島村草蓆高原緑地休養広場、牧村ふすべ山森林施設、牧村ふるさと村自然と憩の森、柿崎町大出口キャンプ場、大潟町野外活動施設、吉川町緑地等利用施設（キャンプ場、バンガロー）、名立町不動キャンプ場	9	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	-	現行のとおりとする。
25	駐車場・駐輪場施設	上越市雁木通りプラザ駐車場 他	頸城村西福島駐車場、頸城村三分一駐車場、頸城村明治南地区駐車場、頸城村高速道頸城バス停駐車場、板倉町旧郵便局跡地駐車場、名立町菅住宅駐車場	6	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	-	-	現行のとおりとする。
			計	247					

準備会における調整方針と異なる調整案となったもの（平成16年3月30日現在）

以下の事務事業は、上越地域法定合併協議会準備会でお示した「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」（以下、「238項目」という。）の調整方針と異なる調整案となったものです。このうち、白地部分が、第9回協議会に提案する「各種事務事業の取扱い（その10）」11件に含まれる事務事業です。

- 1 「238項目」において「段階的に上越市の制度に調整（統一）する」とされていた事務事業で、今回、「合併時から上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業							
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名	実施状況				
P3	2-16	個人市町村民税税率	その6 P1	200900	個人市町村民税税率	全市町村			
	2-18	法人市町村民税税率	その6 P1	200800	法人市町村民税税率	全市町村			
P4	2-45	生きがい対策事業	その1	P6	115800	公衆浴場無料入浴助成事業	上越市のみ		
					115900	シニアパスポート事業	上越市のみ		
			その2	P2	117720	地区敬老会委託事業	2市町		
				P1	117730	100歳祝賀事業	10市町村		
			その3	P2	110600	敬老会	13市町村		
					117740	高齢者記念品贈呈事業	13市町村		
			2-46	一人暮らし対策	その1	P6	111300	男性のいきいき生活塾	4市町村
							114500	グループハウス管理運営事業	上越市のみ
	114900	老人福祉電話事業					2市村		
	116400	のびやかデイサービス(直営:中ノ保、桑取)					上越市のみ		
	116500	シルバーハウジング生活援助員派遣事業					上越市のみ		
	116800	おはようコール事業					4市町		
	その2	P2			114600	ボランティア利用助成事業「美助っ人さん」	5市町村		
					115100	要援護世帯除雪費助成事業	13市町村		
					116300	のびやかデイサービス(委託分)	9市町村		
	その3	P2			116200	上越市ぬくもりサロン事業	11市町村		
					116700	転倒予防事業(高齢者)	10市町村		
	その8	P1			117700	ふれあいランチサービス運営	全市町村		
	2-47	寝たきり・痴呆対策	その1	P6	114100	高齢者住宅整備資金貸付事業	2市町		
					114800	訪問理美容サービス	5市町村		
			その2	P1	117000	在宅介護支援センター運営事業	全市町村		
			その3	P1	115000	寝具丸洗いサービス乾燥サービス事業	11市町村		
			その10	P1	114300	紙おむつ助成事業	全市町村		
	114400	在宅介護手当給付事業			10市町村				
	2-48	高齢者福祉各種補助・助成事業	その1	P6	112300	高齢者向け住宅リフォーム補助事業	全市町村		
					112400	高齢者手すり設置助成事業	上越市のみ		
					113000	ゲートボール場整備費補助金交付	上越市のみ		
			その2	P1	114200	日常生活用具助成事業(高齢者)	13市町村		
			その3	P1	113100	老人クラブ補助金交付	全市町村		
					117710	シルバー人材センター補助金交付事業	6市町村		
	2-50	健康相談、健康教育	その1	P7	102100	歯と歯ぐきの健康相談会(成人分野)	7市町村		
					102300	地区活動健康講座	全市町村		
					103300	未成年者の喫煙防止事業	3市村		
					103600	一般相談、訪問業務	全市町村		
					110160	痴呆予防事業	2市町		
			その2	P1	102400	個別健康教育(糖尿病)	10市町村		
			その10	P1	108700	基本健診受診者のための結果説明会事業	全市町村		
	2-51	保健関係訪問指導	その1	P7	102100	歯と歯ぐきの健康相談会(成人分野)	7市町村		
					102300	地区活動健康講座	全市町村		
103500					難病患者居宅生活支援事業	9市町村			
2-54	保健師活動	その1	P7	102100	歯と歯ぐきの健康相談会(成人分野)	7市町村			
				103600	一般相談、訪問業務	全市町村			
2-55	栄養指導事業	その1	P7	102300	地区活動健康講座	全市町村			
				103600	一般相談、訪問業務	全市町村			
		その2	P2	110000	個別健康相談事業健診結果ハイリスク者相談事業	12市町村			
		その3	P2	107700	糖尿病予防教室	12市町村			
2-56	精神保健事業	その1	P7	108300	精神保健促進事業精神障害者ケアマネジメント	12市町村			
				108500	精神保健促進事業精神障害者当事者の会(南交流会)	2市町			
2-58	保健関係組織育成	その1	P7	102600	健康づくり活動チーム研修会	5市村			
2-66	母子保健事業	その1	P7	102600	健康づくり活動チーム研修会	5市村			
				103000	妊婦の喫煙防止活動	6市町村			
				117910	妊婦健診	全市町村			
				117920	妊産婦医療費助成事業	上越市のみ			
				123500	妊産婦新生児訪問指導事業	全市町村			
		その2	P2	123800	フッ素塗布事業	全市町村			
				123900	乳幼児健診事業	全市町村			
		その3	P1	124000	予防接種事業	全市町村			
		その10	P1	122000	乳幼児医療費助成事業	全市町村			

「住民生活に密接に関連する 事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業 コード	事務事業名	実施状況	
P 5	2-95 商業各種補助制度	その1	P 4	64800	TMO調査研究事業補助金	上越市のみ
				64900	イベント支援事業補助金	上越市のみ
				65100	テナントミックス推進事業補助金	上越市のみ
				65200	なおえつ茶屋活用事業補助金	上越市のみ
				65500	上越卸商連盟事業補助金	上越市のみ
				65600	中心市街地創業者支援モデル事業補助金	上越市のみ
				70540	中心商店街創業者独立支援モデル事業補助金	上越市のみ
	2-107 農業構造の改善事業	その1	P 5	77500	農村資源活用農業構造改善事業	上越市のみ
				77600	農業農村活性化農業構造改善事業	上越市のみ
	2-108 稲作振興・生産調整関係事業	その1	P 5	82000	米穀流通消費改善対策事業	全市町村
				その2	P 2	76900
		77000	経営構造対策事業			8市町村
		81900	水田農業経営確立対策推進事業	全市町村		
	2-109 園芸振興事業	その1	P 5	76100	園芸産地整備事業(園芸機器、施設整備事業)	2市町
				76300	野菜価格安定対策事業	上越市のみ
				76500	園芸生産拡大対策事業(園芸産地活性化支援事業)	上越市のみ
				76600	園芸生産拡大対策事業(学校給食用野菜産地育成事業)	上越市のみ
		その2	P 2	76700	園芸生産拡大対策事業(花き生産拡大事業)	上越市のみ
				76000	施設園芸産地育成補助事業	7市町村
	2-110 畜産振興事業	その1	P 5	77200	畜産振興事業(補助金)	6市町村
				77300	中ノ俣牧場関係事業	上越市のみ
82700				高齢者等肉牛飼育モデル事業	2市町	
2-111 中山間地域振興事業	その1	P 5	77100	畜産振興事業(負担金)	13市町村	
			その1	P 5	77400	中山間地域等活性化対策事業
77500	農村資源活用農業構造改善事業	上越市のみ				
77600	農業農村活性化農業構造改善事業	上越市のみ				
P 6	2-121 道路の維持管理	その2	P 2	49800	施設管理運営(道路維持)	全市町村
				49900	その他(道路修繕工事)	全市町村
			P 1	50400	市道占用許可・協議、道路工事承認業務	全市町村
	2-122 私道整備事業	その2	P 2	48200	私道整備事業補助金	5市町村
	2-136 私立高等学校就学費補助制度	その3	P 2	136900	私立高等学校学費助成補助金	11市町村
	2-139 小学校関係各種助成制度	その1	P 8	144100	入学支度金支給事業(小・中学校)	上越市のみ
				144300	環境教育推進事業	3市町村
				146800	英会話クラブ外部講師派遣事業	上越市のみ
				146900	外国人児童生徒支援謝礼	2市町
		その3	P 1	145900	要保護及び準要保護児童生徒援助費(小・中学校)	全市町村
				146100	特殊教育就学奨励費(小・中学校)	全市町村
	その4	P 1	202700	施設利用学習(小・中学校)	全市町村	
	2-140 中学校関係各種助成制度	その1	P 8	144100	入学支度金支給事業(小・中学校)	上越市のみ
				144300	環境教育推進事業	3市町村
146800				英会話クラブ外部講師派遣事業	上越市のみ	
146900				外国人児童生徒支援謝礼	2市町	
その3		P 1	145900	要保護及び準要保護児童生徒援助費(小・中学校)	全市町村	
			146100	特殊教育就学奨励費(小・中学校)	全市町村	
その4	P 1	202700	施設利用学習(小・中学校)	全市町村		
2-142 青少年関係各種助成制度	その3	P 1	140610	PTAウィークエンド子ども体験活動事業交付金	上越市のみ	
		P 2	153900	青少年健全育成協議会連合会	10市町村	
2-144 文化・スポーツ関係各種助成制度	その2	P 2	140200	文化・スポーツ振興基金	上越市のみ	
			その3	P 1	141910	上越市レクリエーション協会補助金
	その4	P 1			141700	社会教育関係団体の認定
			202100	地域スポーツクラブ育成事業	上越市のみ	
2-149 地域づくり、まちづくり支援事業	その2	P 1	30200	地域別まちづくり実践事業	5市町村	
			30100	地域別まちづくり計画支援事業	5市町村	
P 7	2-158 ガス料金	その4	P 1	203700	ガス料金	4市町村
	2-161 ガス工事負担金	その1	P 9	178700	宅地造成工事に係る工事負担金の算定	4市町村

- 2 「238項目」において「合併時から上越市の制度に調整（統一）する」とされていた事務事業で、今回、「合併後、段階的に上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P6	2-147 国際交流関係各種助成制度	その2	P3	41700	上越国際交流協会運営費補助	4市町村

- 3 「238項目」において「合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし」とされていた事務事業で、今回、「合併時から上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P2	1-49 国、県、市町村の指定文化財の取扱い	その2	P2	141900	文化財指定	全市町村

- 4 「238項目」において「新制度を創設し合併時から適用する」とされていた事務事業で、今回、「合併時から上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P8	3-4 国民健康保険給付内容	その1	P7	125500	一般・退職被保険者療養給付	全市町村
				125700	一般・退職被保険者高額療養費	全市町村
				125900	一般・退職被保険者食事療養負担額減額認定	全市町村
				126100	一般・退職被保険者療養費給付	全市町村
				126300	保険給付事業(出産育児一時金)	全市町村
				126400	保険給付事業(葬祭費)	全市町村
	3-1 入湯税課税免除	その4	P1	200100	入湯税課税免除	11市町村

- 5 「238項目」において「上越市の制度に統一したうえで、地域の実情を加味した新基準を追加する（合併時から）」とされていた事務事業で、今回、「合併時から上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P8	3-6 市町村道認定基準	その3	P2	50000	市道の認定・廃止・変更業務	全市町村

- 6 「238項目」において「段階的に上越市の制度に調整（統一）する」とされていた事務事業で、今回、「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P6	2-139 小学校関係各種助成制度	その4	P3	144500	遠征費交付金(小・中学校)	全市町村
				146400	通学援助費(小・中学校)	全市町村
	2-140 中学校関係各種助成制度			144500	遠征費交付金(小・中学校)	全市町村
				146400	通学援助費(小・中学校)	全市町村

- 7 「238項目」において「合併時から清里村の制度に調整（統一）する」とされていた事務事業で、今回、「合併時から上越市の制度に統一」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P4	2-73 ごみ集積施設設置費補助	その5	P1	91600	ごみ集積施設設置費補助金	9市町村

- 8 「238項目」において「合併時から上越市の制度に調整（統一）する」とされていた事務事業で、今回、「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」することを提案するもの

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」		準備会における調整方針と異なる調整案となった事務事業				
ページ	項目名	資料ページ	事務事業コード	事務事業名		実施状況
P4	2-70 ごみ処理の有料化(指定袋等)	その10	P3	202900	ごみ収集有料化事業	10市町村

平成16年度上越地域合併協議会予算(案)

< 歳入 >

項目	内 容	(円)	予算額：千円
市町村負担金	14市町村負担金(均等割30%・人口割70%)	7,536,662	
繰越金		16,044,338	
諸収入		1,000	
合計		23,582,000	23,582

14市町村負担金

(単位：円)

	人口(人)	割合	均等割(30%)	人口割(70%)	合計	負担割合
	211,870	100.00%	2,261,000	5,275,662	7,536,662	100.0%
上越市	134,751	63.60%	161,500	3,355,362	3,516,862	46.66%
安塚町	3,733	1.76%	161,500	92,953	254,453	3.38%
浦川原村	4,202	1.98%	161,500	104,632	266,132	3.53%
大島村	2,480	1.17%	161,500	61,753	223,253	2.96%
牧村	2,991	1.41%	161,500	74,477	235,977	3.13%
柿崎町	12,116	5.72%	161,500	301,694	463,194	6.15%
大潟町	10,861	5.13%	161,500	270,444	431,944	5.73%
頸城村	9,538	4.50%	161,500	237,501	399,001	5.29%
吉川町	5,516	2.60%	161,500	137,351	298,851	3.97%
中郷村	5,259	2.48%	161,500	130,952	292,452	3.88%
板倉町	7,534	3.56%	161,500	187,600	349,100	4.63%
清里村	3,217	1.52%	161,500	80,105	241,605	3.21%
三和村	6,284	2.97%	161,500	156,475	317,975	4.22%
名立町	3,388	1.60%	161,500	84,363	245,863	3.26%

< 歳 出 >

協議会開催...計5回（内訳：合併協議3回、協定締結、協議会の閉会）

小委員会開催...5委員会×2回

項 目	内 容	(円)	予 算 額 : 千 円
共済費	臨時職員社会保険料（4～12月:9か月） $899,640円 \times 0.11535 = 103,773円$ 労災保険料（4～12月:9か月） $899,640円 \times 0.005 = 4,498円$ 雇用保険料（4～12月:9か月） $899,640円 \times 0.0175 = 15,743円$	124,014	125
賃金	臨時職員賃金（4～12月:9か月） $(@720円 \times 6H + @440円) \times 21日 \times 9か月 \times 1人 = 899,640円$	899,640	900
報償費	協議会委員謝礼（支払対象：市町村長及び学識経験者3人を除く86人） $@5,000円 \times 86人 \times 5回 = 2,150,000円$ 小委員会委員謝礼（支払対象：市町村長及び学識経験者3人を除く86人） 議会代表、住民代表 @5,000円×28人×5委員会×2回 = 1,400,000円 学識経験者 @5,000円×2人×2回 = 20,000円	3,570,000	3,570
旅費	協議会委員費用弁償（支払対象：市町村長及び学識経験者2人を除く87人） $@1,000円 \times 87人 \times 5回 = 435,000円$ 小委員会委員費用弁償（支払対象：市町村長及び学識経験者2人を除く87人） 議会代表、住民代表 @1,000円×28人×5委員会×2回 = 280,000円 学識経験者 @1,000円×3人×2回 = 6,000円 国との打合せ用務 課長級 @20,380円×6回 = 122,280円 係長級 @20,180円×6回 = 121,080円 県との打合せ用務 課長級 @6,100円×6回 = 36,600円 係長級 @5,900円×6回 = 35,400円	1,036,360	1,037
消耗品費	一般消耗品 $4,000円（1人当たりの年額） \times 6人 \times 9か月 / 12か月 = 18,000円$ トナー代（複写機） $@26,775円（3か月分） \times 3個 = 80,325円$ 記録写真用フィルム（24枚撮：協議会5回、小委員会5委員会×2回 = 10回） $@294円 \times 15本 = 4,410円$ 議事録音用カセットテープ（協議会5回、小委員会5委員会×2回 = 10回） $@220円 \times 15本 = 3,300円$ 資料整理用チューブファイル $@1,155円 \times 20冊 = 23,100円$ 会議資料印刷用紙 $@0.5229円 \times 65,000枚 = 33,988円$	163,123	164
食糧費	協議会賄費 $@100円 \times 103人 \times 5回 = 51,500円$ 小委員会賄費 $@100円 \times 29人 \times 5委員会 \times 2回 = 29,000円$	80,500	81

項目	内 容	(円)	予算額：千円
印刷製本費	記録写真現像・プリント代（協議会5回、小委員会5委員会×2回=10回） @315円×15本（現像代）+@21円×24枚×15本（プリント代）=12,285円 協議会だより印刷（A4、1色、12頁、75,900部） 1,600,000円×1.05×3回=5,040,000円 合併協定内容周知用パンフレット印刷（A4、2色、16頁、78,700部） 2,240,000円×1.05=2,352,000円 新市建設計画印刷代 （@500円×1,400部（本編）+@48円×78,700部（概要版））×1.05=4,701,480円	12,105,765	12,106
通信運搬費	協議会議事録音テープ等郵送料（配達記録郵便） @600円×5回=3,000円 小委員会議事録音テープ等郵送料（配達記録郵便） @600円×（5委員会×2回）=6,000円	9,000	9
保険料	協議会・小委員会委員傷害保険料（4月～12月：9か月） @1,690円×43人（住民代表、学識経験者1人）=72,670円	72,670	73
委託料	協議会会議録原稿作成業務委託料 （@24,000円×2時間）×1.05×5回=252,000円 小委員会会議録原稿作成業務委託料 （@24,000円×2時間）×1.05×5委員会×2回=504,000円 合併協定書調印式看板作成・設置委託料（一式） 75,000円 小委員会音響装置設置・運営委託料 48,000円×1.05×2回×5委員会=504,000円	1,335,000	1,335
手数料	各種支払い振込み手数料 630円×10回×9か月=56,700円 協議会委員謝礼等両替手数料 315円×5回=1,575円 小委員会委員謝礼等両替手数料 315円×5委員会×2回=3,150円 合併協定書調印式用白布クリーニング代 @315円×10枚=3,150円	64,575	65
使用料及び借上料	会議会場借上料 @380,000円（税・サービス料込）×2回=760,000円（その他の会議は構成市町村の施設を利用） 事務機器他借上料（4月～12月：9か月） 机・椅子他事務機器借上料 1,294,133円（一式） 机・椅子他事務機器借上終了時搬出費用 21,840円（一式） コピー機使用料@6円×1.05×10,000枚×9か月=567,000円 事務所借上料（上越市役所4階30㎡ 4月～12月：9か月） 1,298,020円（年額）×9か月/12か月=973,515円	3,616,488	3,617
予備費	予備費	500,000	500
合 計			23,582

(案)

平成16年 3月30日

上越地域合併協議会 会長 木浦正幸 様

地域審議会及び地域自治組織(仮称)
の取扱いに関する小委員会

委員長 大場 崇 夫

小委員会調査審議報告書

本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 調査、審議事項 | 地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いについて |
| 2 調査、審議の経過 | 別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおり(省略) |
| 3 調査、審議の結果 | 別紙のとおり修正 |

協議事項	
(10)	地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>1 地域協議会</p> <p>(1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。</p> <p>(3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。</p> <p>(4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">当該区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含む。）の策定及び実施に関すること</p> <p style="padding-left: 40px;">当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること</p> <p style="padding-left: 40px;">新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること</p> <p>(5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。</p> <p>(6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。</p> <p>(7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 地域自治組織（仮称）</p> <p>地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。</p>	
決定日	平成 年 月 日

平成16年 3月30日

上越地域合併協議会 会長 木浦正幸 様

新市の施策及び事業に関する小委員会
委員長 村山秀幸

小委員会調査審議報告書

本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 調査、審議事項 | 新市の施策及び事業について |
| 2 調査、審議の経過 | 別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおり(省略) |
| 3 調査、審議の結果 | 別紙「新市建設計画掲載事業」のとおり |

新市建設計画登載事業

... 県が事業主体となる事業

施策の方向	新市建設計画登載事業
1 市民主体のまちづくりの推進	
多様な担い手による地域づくり活動の支援	コミュニティ・プラザ整備事業 集落活性化センター・集会施設整備事業
市民と行政の協働の推進	(仮称)住民自治基本条例検討事業
2 環境の保全と活用	
豊かな自然環境を基調とした景観の保全	自然公園等整備事業 ふるさと海岸整備事業
自然環境を活用した交流事業の推進	体験・交流施設等整備事業 自然体験施設等整備事業 特定農山村地域活動支援事業
廃棄物の減量化と適正処理の推進	し尿処理施設増設整備事業 焼却施設建設事業 一般廃棄物最終処分場整備事業 産業廃棄物処理施設整備事業
環境調和型エネルギーの導入促進	新エネルギー導入促進事業
3 健康と福祉の充実	
広域的な連携による福祉サービスの充実	高齢者支援ネットワーク整備事業 障害者通所施設整備事業 介護予防・生活支援施設整備事業
高齢者福祉施設の計画的な整備	特別養護老人ホーム整備事業 デイサービスセンター整備事業 高齢者生活支援ハウス整備事業 福祉センター整備事業 グループホーム整備事業
地域の子育て環境の整備	保育所整備事業 児童館整備事業 学童保育施設整備事業
保健・医療・福祉関連施設の連携システムの整備	上越地域医療センター病院設備整備事業 診療所施設整備事業
健康づくり・生きがい活動の推進	保健センター整備事業 健康増進施設整備事業 温泉掘削事業

施策の方向		新市建設計画掲載事業
	市民の連携による福祉の担い手の拡大	福祉活動支援施設整備事業
4	産業の振興	
	豊かな田園や中山間地をいかした環境保全型農業など付加価値の高い農業の展開	地場農産物高度利用研究事業
		農村環境計画策定事業
	ハード・ソフトの基盤整備による農林漁業の振興	農村整備事業
		基盤整備事業
		棚田保全整備事業
		かんがい排水事業
		農業用排水路整備事業
		用水対策事業
		土砂対策事業
		ため池整備事業
		農道整備事業
		林道整備事業
		園芸集出荷場整備事業
		農業生産施設整備事業
		農産物加工施設整備事業
		環境保全型農業新技術支援事業
		漁港整備事業
		漁港漁村活性化対策整備事業
		ほ場整備事業
		中山間地域総合整備事業
		農地環境整備事業
		かんがい排水事業
		農地防災排水事業
		中山間地域総合農地防災事業
		ため池等整備事業
	地域防災対策総合治山事業	
	農道整備事業	
	林道整備事業	
	国際物流拠点としての直江津港をいかした産業の活性化	直江津港湾整備事業
	観光産業の育成へ向けた域内連携の強化	大型観光案内看板整備事業
		観光施設整備事業
	戦略的企業誘致の推進	産業団地等整備事業

施策の方向		新市建設計画掲載事業
	新産業創出へ向けた環境づくりの推進	産業振興センター建設事業 L N G火力発電所熱利用事業
	知的インフラの整備	森の文化・匠の里づくり事業
	コミュニティビジネスなど身近な地域資源を活用した地域おこしの推進	地域特産物加工販売施設等整備事業
5	教育・文化の充実	
	地域の文化・歴史の継承と活用の推進	博物館・資料館等整備事業
		歴史的遺産等保存活用事業
	豊かな個性を伸ばす学校教育の充実 学校施設環境の整備	上越市教育総合センター設置事業
		小・中学校校舎改造事業
		小・中学校校舎改築事業
		小・中学校施設整備事業
		スクールバス更新事業
		雪氷熱利用施設整備事業
		太陽光発電システム導入事業
地域の要望に応じた学校規模等の適正化の検討	統合小学校建設調査事業	
	統合小学校建設事業	
生涯学習施設、スポーツ関連施設の整備と既存施設の有効活用	図書館ネットワークシステム整備事業	
	生涯学習施設整備事業	
	総合運動公園整備事業	
	スポーツ施設整備事業	
	(仮称)新潟県立上越多目的スポーツ施設整備事業	
市民の芸術・文化・生涯学習活動の充実	文化・スポーツ振興団体育成事業	
6	都市基盤・生活基盤の整備	
	雪対策の充実	除雪機械整備事業
		消融雪施設整備事業
		流雪溝整備事業
		地吹雪対策事業
		国・県道の消融雪施設整備事業
		国・県道の雪崩、地吹雪対策事業
		雪崩対策事業
		防災行政無線及び消防団無線設備更新事業
災害に強いまちづくり	公共施設耐震調査・設計・改修事業	
	災害対策事業	
	国・県道の災害防除対策事業	

施策の方向	新市建設計画掲載事業
	砂防事業 地すべり防止事業 急傾斜地対策事業 ダム事業 河川改修事業 海岸整備事業
生活基盤の整備	関川東部オフィスアルカディア整備支援事業 住宅用地造成事業 ガス事業 上水道事業 簡易水道事業 下水道事業 農業集落排水事業 下水道排水設備補助事業 合併処理浄化槽設置整備事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 地籍調査事業
多様なライフスタイルに対応できる居住環境の整備	公営住宅整備事業 農村集落環境整備事業 緑地公園等整備事業 柿崎川ダム周辺地域開発振興事業 ユートピアくびき施設等公園都市整備事業 百々川やすらぎ荘周辺整備事業 達野特定斜面整備事業 道路照明灯・防犯灯整備事業
地域間のネットワークを支える交通体系の整備	地域公共交通ネットワーク整備事業 駅・バスターミナル周辺整備事業 道路整備事業 道路整備事業
まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	自歩道整備事業 国・県道の自歩道設置事業
広域的な位置的優位性と新幹線・高速道路・港をいかした交流拠点都市の実現	新幹線新駅周辺整備事業 新幹線建設対策事業（北陸新幹線建設工事負担金）

施策の方向		新市建設計画掲載事業	
	産業や生活を支える情報基盤の整備	地域ケーブルテレビ施設整備事業	
		地域ケーブルテレビ運営事業	
		情報通信網整備事業	
		移動通信用鉄塔施設整備事業	
		地域情報交流拠点施設整備モデル事業	
7	合併することにより新たに整備が必要となる事業の促進		
	行政運営	戸籍電算化事業	
		総合文書管理システム構築事業	
		情報ネットワーク等整備事業	
		総合福祉システム整備事業	
		保健システム整備事業	
		介護保険システム整備事業	
		森林地図情報システム一元化事業	
		農家農地台帳システム一元化事業	
		庁舎資料棟整備事業	
		庁舎改修事業	

新市建設計画登載事業（参考資料）

「事業区分」の凡例 共通...共通事業 地域...地域事業 公営...公営企業会計事業 県...県事業

施策区分	新市建設計画登載事業	該当事業名	事業区分	地域名
1 市民主体のまちづくりの推進				
多様な担い手による地域づくり活動の支援	コミュニティ・プラザ整備事業	コミュニティ・プラザ整備事業	地域	安塚町
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	浦川原村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	大島村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	牧村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	柿崎町
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	大潟町
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	頸城村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	吉川町
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	中郷村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	板倉町
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	清里村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	三和村
		コミュニティ・プラザ整備事業	地域	名立町
	集落活性化センター・集会施設整備事業	集落活性化センター整備事業	地域	牧村
集会施設整備事業		地域	大島村	
集会施設整備事業		地域	牧村	
集会施設整備事業		地域	中郷村	
市民と行政の協働の推進	(仮称)住民自治基本条例検討事業	(仮称)住民自治基本条例検討事業	共通	
2 環境の保全と活用				
豊かな自然環境を基調とした景観の保全	自然公園等整備事業	柿崎いこいの森整備事業	地域	柿崎町
		御手洗池周辺公園整備事業	地域	大潟町
		生活環境保全林施設整備事業	地域	大潟町
		(仮称)くびきの森自然公園整備事業	地域	頸城村
		田園自然環境保全整備事業	地域	頸城村
	県営大潟水と森公園整備事業	県	大潟町	
ふるさと海岸整備事業	ふるさと海岸整備事業	地域	大潟町	
	ふるさと海岸整備事業	地域	名立町	
自然環境を活用した交流事業の推進	体験・交流施設等整備事業	庄屋の家かやぶき体験棟整備事業	地域	大島村
		田舎体験宿泊施設整備事業	地域	浦川原村
		交流・研修施設整備事業	地域	浦川原村
		農山村都市交流拠点施設整備事業	地域	吉川町
		農村体験交流施設整備事業	地域	清里村
		米パラダイス研修棟新築事業	地域	三和村
		自然体験施設等整備事業	ふるさと村自然と憩の森園内整備事業	地域
	自然散策道整備事業	地域	牧村	
	大池いこいの森整備事業	地域	頸城村	
	特定農山村地域活動支援事業	特定農山村地域活動支援事業	地域	清里村
廃棄物の減量化と適正処理の推進	し尿処理施設増設整備事業	し尿処理施設増設整備事業	共通	
	焼却施設建設事業	焼却施設建設事業	共通	
	一般廃棄物最終処分場整備事業	一般廃棄物最終処分場整備事業	共通	
		旧車地一般廃棄物最終処分場の隣接集落農地整備事業	地域	柿崎町
	産業廃棄物処理施設整備事業	産業廃棄物最終処分場整備事業	地域	吉川町
環境調和型エネルギーの導入促進	新エネルギー導入促進事業	風力発電事業	公営	上越市
		新エネルギー導入促進事業	公営	上越市
		雪冷熱エネルギー活用推進事業	地域	安塚町

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名	
3 健康と福祉の充実					
広域的な連携による福祉サービスの充実	高齢者支援ネットワーク整備事業	高齢者支援ネットワーク整備事業	地域	安塚町	
	障害者通所施設整備事業	小規模授産施設整備	地域	板倉町	
		やまびこ作業所施設整備	地域	三和村	
	介護予防・生活支援施設整備事業	介護予防・生活支援施設整備事業	地域	中郷村	
高齢者福祉施設の計画的な整備	特別養護老人ホーム整備事業	特別養護老人ホーム整備事業	地域		
	デイサービスセンター整備事業	デイサービスセンター整備事業	地域	大島村	
		デイサービスセンター整備事業	地域	三和村	
	高齢者生活支援ハウス整備事業	高齢者生活支援ハウス整備事業	地域	牧村	
		高齢者生活支援ハウス整備事業	地域	三和村	
	福祉センター整備事業	福祉センター整備事業	地域	三和村	
グループホーム整備事業	グループホーム整備事業	地域	吉川町		
	グループホーム整備事業	地域	板倉町		
地域の子育て環境の整備	保育所整備事業	保育所整備事業	地域	柿崎町	
		保育所整備事業	地域	吉川町	
		保育所整備事業	地域	中郷村	
		保育所整備事業	地域	板倉町	
	児童館整備事業	児童館整備事業	地域	板倉町	
学童保育施設整備事業	学童保育施設整備事業	地域	三和村		
保健・医療・福祉関連施設の連携システムの整備	上越地域医療センター病院設備整備事業	上越地域医療センター病院設備整備事業	公営	上越市	
	診療所施設整備事業	診療所施設整備事業	地域	牧村	
健康づくり・生きがい活動の推進	保健センター整備事業	保健センター整備事業	地域	中郷村	
		保健センター整備事業	地域	三和村	
	健康増進施設整備事業	パターゴルフ場整備	地域	牧村	
		ひばり荘整備	地域	中郷村	
		健康増進施設整備事業	地域	三和村	
温泉掘削事業	温泉掘削事業	地域	三和村		
市民の連携による福祉の担い手の拡大	福祉活動支援施設整備事業	福祉活動支援施設整備事業	地域	板倉町	
4 産業の振興					
豊かな田園や中山間地をいかした環境保全型農業など付加価値の高い農業の展開	地場農産物高度利用研究事業	地場農産物高度利用研究事業	地域	上越市	
	農村環境計画策定事業	農村環境計画策定事業	地域	安塚町	
ハード・ソフトの基盤整備による農林漁業の振興	農村整備事業	農村整備事業	地域	安塚町	
		農村整備事業	地域	牧村	
		農村整備事業	地域	名立町	
	基盤整備事業	基盤整備事業	地域	清里村	
		棚田保全整備事業	棚田保全整備事業	地域	安塚町
			棚田保全整備事業	地域	浦川原村
			棚田保全整備事業	地域	大島村
		棚田保全整備事業	地域	牧村	
		棚田保全整備事業	地域	名立町	
		かんがい排水事業	かんがい排水事業	地域	清里村
	農業用排水路整備事業	農業用排水路整備事業	地域	中郷村	
	用水対策事業	用水対策事業	地域	中郷村	
	土砂対策事業	土砂対策事業	地域	中郷村	
	ため池整備事業	ため池整備事業	地域	大島村	
ため池整備事業		地域	中郷村		
ため池整備事業		地域	清里村		
農道整備事業	農道整備事業	地域	大島村		
	農道整備事業	地域	頸城村		
	農道整備事業	地域	中郷村		

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
	林道整備事業	林道整備事業	地域	安塚町
		林道整備事業	地域	浦川原村
		林道整備事業	地域	柿崎町
		林道整備事業	地域	吉川町
		林道整備事業	地域	中郷村
		林道整備事業	地域	板倉町
		林道整備事業	地域	名立町
	園芸集出荷場整備事業	園芸集出荷場整備事業	地域	上越市
	農業生産施設整備事業	堆肥センター整備事業	地域	安塚町
		農業生産施設整備事業	地域	大島村
	農産物加工施設整備事業	農産物加工施設整備事業	地域	大島村
	環境保全型農業新技術支援事業	環境保全型農業新技術支援事業	地域	柿崎町
	漁港整備事業	漁港整備事業	地域	柿崎町
		漁港整備事業	地域	大潟町
	漁港漁村活性化対策整備事業	漁港漁村活性化対策整備事業	地域	大潟町
	ほ場整備事業	ほ場整備事業	県	上越市
		ほ場整備事業	県	板倉町
		ほ場整備事業	県	三和村
		ほ場整備事業	県	清里村
	中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	県	大島村
		中山間地域総合整備事業	県	牧村
		中山間地域総合整備事業	県	板倉町
	農地環境整備事業	農地環境整備事業	県	牧村
		農地環境整備事業	県	柿崎町
		農地環境整備事業	県	吉川町
	かんがい排水事業	かんがい排水事業	県	大潟町
		かんがい排水事業	県	頸城村
		かんがい排水事業	県	吉川町
		かんがい排水事業	県	板倉町
		かんがい排水事業	県	清里村
		かんがい排水事業	県	三和村
		かんがい排水事業	県	吉川町
	農地防災排水事業	農地防災排水事業	県	上越市
		農地防災排水事業	県	柿崎町
		農地防災排水事業	県	大潟町
		農地防災排水事業	県	頸城村
		農地防災排水事業	県	吉川町
	中山間地域総合農地防災事業	中山間地域総合農地防災事業	県	牧村
		中山間地域総合農地防災事業	県	板倉町
		中山間地域総合農地防災事業	県	清里村
		中山間地域総合農地防災事業	県	名立町
	ため池等整備事業	ため池等整備事業	県	浦川原村
		ため池等整備事業	県	柿崎町
		ため池等整備事業	県	大潟町
		ため池等整備事業	県	吉川町
		ため池等整備事業	県	板倉町
		ため池等整備事業	県	三和村
		ため池等整備事業	県	名立町
	地域防災対策総合治山事業	地域防災対策総合治山事業	県	柿崎町
	農道整備事業	農道整備事業	県	安塚町
農道整備事業		県	大島村	
農道整備事業		県	吉川町	
農道整備事業		県	浦川原村 頸城村	
林道整備事業	林道整備事業	県	板倉町	
	林道整備事業	県	上越市	

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
国際物流拠点としての直江津港をいかした産業の活性化	直江津港港湾整備事業	直江津港港湾整備事業	県	上越市
観光産業の育成へ向けた域内連携の強化	大型観光案内看板整備事業 観光施設整備事業	大型観光案内看板整備事業	共通	
		雪だるま高原夏期集客施設整備事業	地域	安塚町
		雪国文化村リゾート推進事業	地域	安塚町
		山本ぶどう園展望台・水道施設整備事業	地域	浦川原村
		菖蒲高原整備事業	地域	大島村
		深山荘整備事業	地域	牧村
		ふるさと村ふるさとの家整備事業	地域	牧村
		オフロコース整備事業	地域	牧村
		上下浜海岸駐車場整備事業	地域	柿崎町
		鶉の浜温泉街再開発事業	地域	大潟町
		松ヶ峯温泉給湯設備改修事業	地域	中郷村
		ゑしんの里周辺整備事業	地域	板倉町
		聖の窟周辺整備事業	地域	板倉町
		坊ヶ池周辺整備事業	地域	清里村
観光農園整備事業	地域	名立町		
戦略的企業誘致の推進	産業団地等整備事業	リサイクル系事業が集積する環境産業団地整備事業	地域	上越市
		工業団地施設整備事業	地域	大潟町
新産業創出へ向けた環境づくりの推進	産業振興センター建設事業 LNG火力発電所熱利用事業	産業振興センター建設事業	地域	上越市
		LNG火力発電所熱利用事業	地域	上越市
知的インフラの整備	森の文化・匠の里づくり事業	森の文化・匠の里づくり事業	地域	吉川町
コミュニティビジネスなど身近な地域資源を活用した地域おこしの推進	地域特産物加工販売施設等整備事業	安塚IC周辺整備事業	地域	安塚町
		ふるさと産業会館整備事業	地域	浦川原村
		地元農産物等直売場整備事業	地域	柿崎町
		道の駅整備事業	地域	吉川町
		道の駅整備事業	地域	三和村
5 教育・文化の充実				
地域の文化・歴史の継承と活用の推進	博物館・資料館等整備事業 歴史的遺産等保存活用事業	歴史文化博物館建設事業・公文書館整理事業	地域	上越市
		歴史民俗資料館改修事業	地域	安塚町
		歴史民俗資料館建設事業	地域	柿崎町
		縄文資料館整備事業	地域	中郷村
		宮口古墳公園改修事業	地域	牧村
		林富永邸整備事業	地域	三和村
豊かな個性を伸ばす学校教育の充実	上越市教育総合センター設置事業	上越市教育総合センター設置事業	共通	
学校施設環境の整備	小・中学校校舎改造事業	小・中学校校舎改造事業	地域	浦川原村
		小・中学校校舎改造事業	地域	大島村
		小・中学校校舎改造事業	地域	吉川町
		小・中学校校舎改造事業	地域	柿崎町
	小・中学校校舎改築事業	小・中学校校舎改築事業	地域	大潟町
		小・中学校校舎改築事業	地域	中郷村
		小・中学校校舎改築事業	地域	清里村
		小・中学校校舎改築事業	地域	安塚町
	小・中学校施設整備事業	小・中学校施設整備事業	地域	浦川原村
		小・中学校施設整備事業	地域	大島村
		小・中学校施設整備事業	地域	牧村
		小・中学校施設整備事業	地域	柿崎町
		小・中学校施設整備事業	地域	大潟町
		小・中学校施設整備事業	地域	頸城村
		小・中学校施設整備事業	地域	板倉町
		小・中学校施設整備事業	地域	三和村
小・中学校施設整備事業	地域	名立町		

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
	スクールバス更新事業	スクールバス更新事業	地域	安塚町
		スクールバス更新事業	地域	柿崎町
	雪氷熱利用施設整備事業	雪氷熱利用施設整備事業	地域	安塚町
	太陽光発電システム導入事業	太陽光発電システム導入事業	地域	三和村
地域の要望に応じた学校規模等の適正化の検討	統合小学校建設調査事業	統合小学校建設調査事業	地域	三和村
	統合小学校建設事業	統合小学校建設事業	地域	清里村
生涯学習施設、スポーツ関連施設の整備と既存施設の有効活用	図書館ネットワークシステム整備事業	図書館ネットワークシステム整備事業	共通	
	生涯学習施設整備事業	生涯学習施設整備事業	地域	大島村
		生涯学習施設整備事業	地域	牧村
		生涯学習施設整備事業	地域	柿崎町
		生涯学習施設整備事業	地域	頸城村
		生涯学習施設整備事業	地域	板倉町
		生涯学習施設整備事業	地域	名立町
	総合運動公園整備事業	上越総合運動公園整備事業	地域	上越市
		柿崎町総合運動公園整備事業	地域	柿崎町
		中郷村総合運動公園整備事業	地域	中郷村
	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設整備事業	地域	安塚町
		スポーツ施設整備事業	地域	浦川原村
		スポーツ施設整備事業	地域	牧村
		スポーツ施設整備事業	地域	大潟町
スポーツ施設整備事業		地域	頸城村	
スポーツ施設整備事業		地域	板倉町	
(仮称)新潟県立上越多目的スポーツ施設整備事業	(仮称)新潟県立上越多目的スポーツ施設整備事業	県	上越市	
市民の芸術・文化・生涯学習活動の充実	文化・スポーツ振興団体育成事業	文化・スポーツ振興団体育成事業	地域	浦川原村
6 都市基盤・生活基盤の整備				
雪対策の充実	除雪機械整備事業	除雪機械整備事業	地域	浦川原村
		除雪機械整備事業	地域	大島村
		除雪機械整備事業	地域	大潟町
	消融雪施設整備事業	消融雪施設整備事業	地域	中郷村
		消融雪施設整備事業	地域	板倉町
	流雪溝整備事業	流雪溝整備事業	地域	牧村
		流雪溝整備事業	地域	柿崎町
		流雪溝整備事業	地域	中郷村
	地吹雪対策事業	地吹雪対策事業	地域	頸城村
	国・県道の消融雪施設整備事業	国・県道の消融雪施設整備事業	県	
国・県道の雪崩・地吹雪対策事業	国・県道の雪崩・地吹雪対策事業	県		
雪崩対策事業	雪崩対策事業	県		
災害に強いまちづくり	防災行政無線及び消防団無線設備更新事業	防災行政無線及び消防団無線設備更新事業	共通	
	公共施設耐震調査・設計・改修事業	公共施設耐震調査・設計・改修事業	共通	
	災害対策事業	地すべり対策事業	地域	板倉町
		急傾斜地対策事業	地域	大島村
		河川改修事業	地域	三和村
		河川改修事業	地域	名立町
		排水路整備事業	地域	大島村
		排水路整備事業	地域	板倉町
	災害時備蓄倉庫建設事業	地域	頸城村	
	国・県道の災害防除対策事業	国・県道の災害防除対策事業	県	
	砂防事業	砂防事業	県	
	地すべり防止事業	地すべり防止事業	県	
急傾斜地対策事業	急傾斜地対策事業	県		
ダム事業	儀明川ダム建設事業	県	上越市	

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
	河川改修事業	河川改修事業	県	上越市
		河川改修事業	県	浦川原村
		河川改修事業	県	牧村
		河川改修事業	県	柿崎町
		河川改修事業	県	大潟町
		河川改修事業	県	頸城村
		河川改修事業	県	吉川町
		河川改修事業	県	板倉町
		河川改修事業	県	三和村
		河川改修事業	県	名立町
	海岸整備事業	海岸整備事業	県	上越市
		海岸整備事業	県	柿崎町
		海岸整備事業	県	大潟町
		海岸整備事業	県	名立町
生活基盤の整備	関川東部オフィシャルカディア整備支援事業	関川東部オフィシャルカディア整備支援事業	地域	上越市
	住宅用地造成事業	住宅用地造成事業	公営	浦川原村
		住宅用地造成事業	公営	清里村
		住宅用地造成事業	公営	三和村
	ガス事業	ガス事業	公営	上越市
		ガス事業	公営	柿崎町
		ガス事業	公営	大潟町
		ガス事業	公営	中郷村
	上水道事業	上水道事業	公営	上越市
		上水道事業	公営	柿崎町
		上水道事業	公営	大潟町
		上水道事業	公営	頸城村
		上水道事業	公営	吉川町
		上水道事業	公営	板倉町
		上水道事業	公営	三和村
	簡易水道事業	簡易水道事業	公営	上越市
		簡易水道事業	公営	安塚町
		簡易水道事業	公営	浦川原村
		簡易水道事業	公営	大島村
		簡易水道事業	公営	牧村
		簡易水道事業	公営	柿崎町
		簡易水道事業	公営	板倉町
		簡易水道事業	公営	清里村
	下水道事業	公共下水道事業	公営	上越市
		公共下水道事業	公営	柿崎町
		公共下水道事業	公営	頸城村
		公共下水道事業	公営	大潟町
		特定環境保全公共下水道事業	公営	浦川原村
		特定環境保全公共下水道事業	公営	中郷村
		特定環境保全公共下水道事業	公営	板倉町
	農業集落排水事業	農業集落排水事業	公営	上越市
		農業集落排水事業	公営	安塚町
		農業集落排水事業	公営	牧村
		農業集落排水事業	公営	大潟町
		農業集落排水事業	公営	三和村
	下水道排水設備補助事業	下水道排水設備補助事業	地域	中郷村
	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置整備事業	地域	浦川原村
	特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	県	浦川原村

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
	農業集落排水事業	農業集落排水事業	県	安塚町
		農業集落排水事業	県	牧村
多様なライフスタイルに対応できる居住環境の整備	地籍調査事業	地籍調査事業	地域	板倉町
	公営住宅整備事業	公営住宅整備事業	地域	安塚町
		公営住宅整備事業	地域	浦川原村
		公営住宅整備事業	地域	大島村
		公営住宅整備事業	地域	牧村
		公営住宅整備事業	地域	柿崎町
		公営住宅整備事業	地域	三和村
		公営住宅整備事業	地域	名立町
	農村集落環境整備事業	農村集落環境整備事業	地域	三和村
	緑地公園等整備事業	コミュニティ広場整備事業	地域	大潟町
		牧公園整備事業	地域	牧村
		緑地公園整備事業	地域	三和村
		桜つつみ・あじさい遊歩道整備事業	地域	浦川原村
		街路樹植替整備事業	地域	三和村
	柿崎川ダム周辺地域開発振興事業	柿崎川ダム周辺地域開発振興事業	地域	柿崎町
	ユートピアくびき施設等公園都市整備事業	ユートピアくびき施設等公園都市整備事業	地域	頸城村
	百々川やすらぎ荘周辺整備事業	百々川やすらぎ荘周辺整備事業	地域	板倉町
	達野特定斜面整備事業	達野特定斜面整備事業	地域	板倉町
	道路照明灯・防犯灯整備事業	道路照明灯・防犯灯整備事業	地域	板倉町
		道路照明灯・防犯灯整備事業	地域	三和村
地域間のネットワークを支える交通体系の整備	地域公共交通ネットワーク整備事業	地域公共交通ネットワーク整備事業	共通	
		マイクロバス整備事業	地域	柿崎町
	駅・バスターミナル周辺整備事業	犀潟駅周辺整備事業	地域	大潟町
		黒井駅南口整備事業	地域	頸城村
		バスターミナル施設整備事業	地域	牧村
	道路整備事業	道路整備事業	地域	上越市
		道路整備事業	地域	安塚町
		道路整備事業	地域	浦川原村
		道路整備事業	地域	大島村
		道路整備事業	地域	牧村
		道路整備事業	地域	柿崎町
		道路整備事業	地域	大潟町
		道路整備事業	地域	頸城村
		道路整備事業	地域	吉川町
		道路整備事業	地域	中郷村
		道路整備事業	地域	板倉町
		道路整備事業	地域	清里村
		道路整備事業	地域	三和村
		道路整備事業	地域	名立町
		道路整備事業(上越魚沼地域振興快速道路)	県	三和村~大島村
道路整備事業(一般国道)	県			
道路整備事業(主要地方道)	県			
道路整備事業(一般県道)	県			
道路整備事業(都市計画道路)	県			
道路整備事業(県代行村道)	県	大島村 牧村		
まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	自歩道整備事業	自歩道整備事業	地域	安塚町
		自歩道整備事業	地域	板倉町
		自歩道整備事業	地域	清里村
		自歩道整備事業	地域	三和村
	国・県道の自歩道設置事業	国・県道の自歩道設置事業	県	

施策区分	新市建設計画掲載事業	該当事業名	事業区分	地域名
広域的な位置的優位性と新幹線・高速道路・港をいかした交流拠点都市の実現	新幹線新駅周辺整備事業	新幹線新駅周辺整備事業	共通	
	新幹線建設対策事業(北陸新幹線建設工事負担金)	新幹線建設対策事業(北陸新幹線建設工事負担金)	共通	上越市
産業や生活を支える情報基盤の整備	地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	安塚町
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	大島村
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	牧村
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	柿崎町
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	吉川町
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	中郷村
		地域ケーブルテレビ施設整備事業	地域	清里村
	地域ケーブルテレビ運営事業	地域ケーブルテレビ運営事業	地域	大潟町
	地域ケーブルテレビ運営事業	地域ケーブルテレビ運営事業	地域	三和村
	情報通信網整備事業	情報通信網整備事業	地域	名立町
	移動通信用鉄塔施設整備事業	移動通信用鉄塔施設整備事業	地域	牧村
移動通信用鉄塔施設整備事業		地域	浦川原村	
地域情報交流拠点施設整備モデル事業	地域情報交流拠点施設整備モデル事業	地域	中郷村	
7 合併することにより新たに整備が必要となる事業の促進				
行政運営	戸籍電算化事業	戸籍電算化事業	共通	
	総合文書管理システム構築事業	総合文書管理システム構築事業	共通	
	情報ネットワーク等整備事業	情報ネットワーク等整備事業	共通	
	総合福祉システム整備事業	総合福祉システム整備事業	共通	
	保健システム整備事業	保健システム整備事業	共通	
	介護保険システム整備事業	介護保険システム整備事業	共通	
	森林地図情報システム一元化事業	森林地図情報システム一元化事業	共通	
	農家農地台帳システム一元化事業	農家農地台帳システム一元化事業	共通	
	庁舎資料棟整備事業	庁舎資料棟整備事業	共通	
	庁舎改修事業	庁舎改修事業	共通	

(案)

平成16年 3月30日

上越地域合併協議会 会長 木浦正幸 様

自治基本条例に関する小委員会

委員長 山 岸 孝 博

小 委 員 会 調 査 審 議 報 告 書

本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 調査、審議事項 | 自治基本条例について |
| 2 調査、審議の経過 | 別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおり(省略) |
| 3 調査、審議の結果 | 別紙のとおり |

別紙

自治基本条例に関する小委員会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。

小委員会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、小委員会における議論が尊重されるよう、上越市に要望することを提案する。

記

1 自治基本条例の制定の目的について

- 合併後の新しい上越市において、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとでまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治の在り方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。
- このため、上越市においては、市民の権利と義務など、上越市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定めることを目的として、自治基本条例を合併後速やかに制定する必要がある。

2 自治基本条例の構成について

- 自治基本条例は、上越市の憲法に当たるものとして、自治に関する基本的な事項を定めることとし、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である。なお、自治基本条例の制定の際に、個別条例について、自治基本条例との整合を図ることが望ましい。
- 自治基本条例は、以下の内容とすることが適当である。
 - 自治の理念
 - 市民の権利と義務、行政の責務、議会の責務
 - 住民自治を保障する制度の根拠となる規定

3 自治基本条例の制定の在り方について

- 合併後の新しい上越市の自治の在り方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要である。
- 一方、自治基本条例には、多くの市民の意見を反映させることが必要であり、十分な時間をとって検討を進めることが望ましい。
- このため、上越市においては、多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の議決後には、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画することが望まれる。